



# 秋田県公報

## 目次

### 告示

漁業災害補償法による付保義務の発生(一一八・水産漁港課)

### 告示

#### 秋田県告示第百十八号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第二項に規定する特定第一号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同法第百八条の二第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十四年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

島加入区 十トン未満の漁船漁業であつて、いかつり漁業、えびかご漁業及びひかにかご漁業以外の漁業

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄